

平成19年第2回三笠市議会定例会

平成19年7月3日（第4日目）

○議事次第（第4号）

- 1 開議宣告
 - 2 議 事
 - 3 閉会宣告
-

○議事日程

- 日程第1 議案第32号から議案第41号まで及び議案第43号について（委報第2号）
- 日程第2 議案第44号 各常任委員会委員の派遣について
- 日程第3 議案第45号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について
- 日程第4 意見書案第4号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書
- 日程第5 意見書案第5号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書
- 日程第6 意見書案第6号 医師不足の解決と地域医療をまもる要望意見書
- 日程第7 意見書案第7号 北海道三笠高等学校の募集停止の見直しを求める意見書
-

○出席議員（12名）

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齋 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		10番	藤 浪 成 憲 氏
	11番	扇 谷 知 巳 氏		12番	熊 谷 進 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西 村 和 義 氏
総 務 部 長	西城 賢 策 氏	総 務 課 長	星 野 直 義 氏
財 務 課 長	磯 瀬 孝 氏	企 画 経 済 部 長	松 本 哲 宜 氏
企 画 振 興 課 長	須 河 恵 介 氏	農 林 課 長	松 浦 基 晴 氏
環 境 福 祉 部 長	澤 上 弘 一 氏	市 民 生 活 課 長・ 選 管 事 務 局 長	内 田 克 広 氏

保険福祉課長	永田 徹 氏	建設管理課長	米田 廣文 氏
建設課長	中沢 敏男 氏	水道課長	作佐部 盛秀 氏
教育委員長	大野 政行 氏	教育長	富樫 繁樹 氏
教育次長	吉田 正幸 氏	病院事務局長	森原 裕 氏
病院管理課長	土岐 学 氏	消防長	富田 照男 氏
消防署長兼	辻道 元信 氏	消防課長	石岡 竹志 氏
総務予防課長			
生活安全センター長	西原 淳志 氏	監査委員	宇野 政美 氏
監査委員事務局長	中村 正法 氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 北山 一幸 氏 総務係長 豊口 哲也 氏

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第32号から議案第41号まで及び議案第43号について（委報第2号）

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 委報第2号、議案第32号から議案第41号まで及び議案第43号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

（予算審査特別委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

◎予算審査特別委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第32号から議案第36号までの条例案件5件、議案第37号から議案第41号まで及び議案第43号の補正予算6件の計11件であり、以下御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回議長を除く全議員が委員となり、委員会審査を行っておりますので、省略させていただきます。審査の結果についてのみを御報告させていただきますので、御了承賜りたいと思っております。

なお、配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思っております。

それでは、御報告させていただきます。

議案第32号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の制定について、議案第33号三笠市財産条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について、議案第38号平成19年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）について、議案第39号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議案第40号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）について、議案第41号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1

回) について、議案第 4 3 号平成 1 9 年度三笠市一般会計補正予算 (第 2 回) については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長 (高橋 守氏) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 3 2 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 3 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 4 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 5 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 6 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 7 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 8 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 3 9 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 4 0 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 次に、議案第 4 1 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 最後に、議案第 4 3 号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 質疑ないようですから、議案第 3 2 号から議案第 4 1 号まで及び議案第 4 3 号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第 3 2 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長 (高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 2 号三笠市長等及び三笠市教育委員会教育長の給料等特例条例の制定については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 3 号三笠市財産条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 4 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 4 号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 5 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 5 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 6 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 6 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 6 号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 7 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 7 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 7 号平成 1 9 年度三笠市一般会計補正予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 8 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 8 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 8 号平成 1 9 年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 9 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 9 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 9 号平成 1 9 年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 4 0 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第 4 0 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第40号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第41号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第41号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第43号平成19年度三笠市一般会計補正予算については、予算審査特別委員長の報告のとおり原案可決されました。

◎日程第2 議案第44号 各常任委員会委員の派遣について

◎議長（高橋 守氏） 次に、日程の2 議案第44号各常任委員会委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第44号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第44号各常任委員会委員の派遣については、原案のとおり可決されました。

◎議長（高橋 守氏） 日程の3の前に休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時14分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**◎日程第3 議案第45号 議会運営委員会及び各常任委員会
所管事項調査について**

◎議長（高橋 守氏） 日程の3 議案第45号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第45号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第45号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第4 意見書案第4号新たな「地方公共団体財政健全化
法」に関する意見書**

◎議長（高橋 守氏） 日程の4 意見書案第4号新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、丸山議員から提案理由の説明を求めます。

丸山議員、登壇説明願います。

（1番丸山修一氏 登壇）

◎1番（丸山修一氏） それでは私の方から、地方公共団体財政健全化法に関する意見書

案の提案を申し上げます。

この法律は、自治体の財政破綻を早い段階で食い止めようとする制度であります。

皆さんも承知のとおり、本年、近隣の自治体が多額な債務を残して赤字再建団体に陥りました。この自治体は炭鉱の閉山の後、町の振興と雇用確保の目的で観光会社を設立し、多額の債務を市民に報告することもなく、一般会計の予算を貸し付けるなど、巧妙な予算措置を行ってきたが、これが明るみに出て財政再建団体に陥ることとなりました。

法律は、このようなことにならぬよう、自治体の本体だけではなく公営企業の公社、第三セクターまでのチェックと住民が監視できる制度にしました。制度の内容は理解をしつつも問題点もあります。すべての会計チェックは理解をしても、病院会計などもこの制度に組み入れられることでもあります。特に病院会計は道内80の病院事業会計で61の事業が赤字になっております。加えて診療報酬の改定や医師不足の関係で、ますます赤字は増大していきます。この法律の具体的な基準は、本年10月ごろ省令で示されるわけですが、自治体の特殊な事情等を考慮すべきだと考え、今議会での意見書を提出いたします。

なお、文案と提出先は記載のとおりでありますので、どうか御審議をよろしくお願い申し上げます。意見書の提案説明といたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第4号新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

**◎日程第5 意見書案第5号 異常気象による災害対策や地球
温暖化対策の強化・拡充を求める意見書**

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 意見書案第5号異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員のほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

(3番佐藤孝治氏 登壇)

◎3番(佐藤孝治氏) 意見書案第5号を朗読によって提案させていただきます。

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書。

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発しております。

温帯低気圧が台風並みに猛威を振るい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされております。

また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化しております。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところであります。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずるべきであります。

以上の観点から、下記の事項について政府に強く要望いたします。

記。

1、集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸侵食対策を積極的に進めること。

2、集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にもふやすと同時に、緊急避難が無事できるよう体制を確立すること。

3、森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

4、地球温暖化の原因である二酸化炭素ガス等の排出削減のため、国等の省エネ等の率先導入法(仮称「環境配慮契約法」)を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年7月3日、北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長(高橋 守氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第5号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先に送付します。

**◎日程第6 意見書案第6号 医師不足の解決と地域医療をま
もる要望意見書**

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 意見書案第6号医師不足の解決と地域医療をまもる要望意見書を議題とします。

本案については、丸山議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、岩崎議員から提案理由の説明を求めます。

岩崎議員、登壇説明願います。

（2番岩崎龍子氏 登壇）

◎2番（岩崎龍子氏） 意見書案第6号について、読み上げて御説明にかえたいと思います。

医師不足の解決と地域医療をまもる要望意見書。

今、北海道の地域医療は、医師不足などによって、地域間あるいは所得による「治療の格差」「命の格差」が拡大し、病棟の閉鎖や救急医療や産科などの診療中止など、極めて重大な困難に追い込まれ、道医療対策協議会への医師派遣要請は、江別、根室、赤平、厚岸など40人になりますが、対応できたのは15人にすぎず、25人が調整がつかず医科大学も医師不足の状態にあります。

お産が可能な市町村は道内36自治体にすぎず、また道内の公立・公的病院への3大学からの派遣中止は37病院87人に上るとの報道もあり、救急医療機関は2割も減少しています。

これらの原因として04年度臨床研修制度の導入や勤務医の開業医志向が挙げられていますが、より根本的には医師の絶対的な不足と医療費抑制政策にあるものと考えられます。医師不足を打開し地域医療を守るための対策を、国と道において積極的に実施されるよう以下のことを要望いたします。

1、医師不足地域、診療科への医師の派遣と確保について、国が責任を果たし、都道府県の取り組みを抜本的に強化すること。

2、妊産婦・乳幼児の命を守るため、産科・小児科確保の緊急対策をとること。

3、医師抑制政策を改め、長期的視野に立って医師の養成を進め抜本的に増員すること。

4、勤務医・看護師が安心して働ける環境を整備し、安全・安心の施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年7月3日、北海道三笠市議会。

提出先は、下記のとおりでございます。

審議の上、採択されますようよろしくお願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第6号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第6号医師不足の解決と地域医療をまもる要望意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

◎日程第7 意見書案第7号 北海道三笠高等学校の募集停止の見直しを求める意見書

◎議長（高橋 守氏） 日程の7 意見書案第7号北海道三笠高等学校の募集停止の見直しを求める意見書を議題とします。

本案については、齋藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

◎6番（武田悌一氏） 意見書案第7号北海道三笠高等学校の募集停止の見直しを求める意見書を朗読提案させていただきます。

北海道教育委員会は、昨年8月に「新たな高校教育に関わる指針」を決定し、この指針に基づき、6月5日に「公立高等学校配置計画案」を明らかにしました。

これまで道教委が実施した「意見を聞く会」等においては、「地域に高校を存続させてほしい」などの意見が多数出されましたが、道教委はこれらの子供・保護者の声を全く反映させることなく、高校再編を強行しようとしています。

北海道の広域性や、高校への進学率98%を超えるなど準義務化しておりますが、道教委の「指針」による「公立高等学校配置計画案」のとおり高校再編が進めば、北海道の3間口以下の高校は閉校に追い込まれることとなります。

子供一人一人を大切にし、人格の完成を目指す豊かな教育の実現のため、地域に高校を

存続させるべきであり、下記の3項目について強く要望いたします。

記。

1、現在三笠高等学校への市内在籍者が106人中70人います。このため閉校の場合、保護者の経済的負担が多くなり、準義務化している高校教育が受けられなくなり、子供の学習権を奪うこととなるため「公立高等学校配置計画案」の見直しを行うこと。

2、空知旧産炭地5市1町である三笠市において、交付税、人口減など財政的に非常に厳しい中、三笠高等学校の閉校は経済的、心理的に大きな影響を受けることが予想されます。したがって、今回出された「公立高等学校配置計画案」の見直しを行うこと。

3、北海道の新しい教育施策として、全道からの生徒の受け入れができる中高一貫教育など、新たな内容での高校教育により三笠高等学校の存続を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年7月3日、北海道三笠市議会。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第7号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第7号北海道三笠高等学校の募集停止の見直しを求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成19年度第2回定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員